国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

（国外における旅券手数料の額を定める省令の一部改正）

第一条　国外における旅券手数料の額を定める省令（平成十八年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表中

イラン	リアル	2,080,000	1,430,000	780,000	780,000	210,000	120,000	320,000	320,000
ザンビア	クワチャ	941,000	647,000	353,000	353,000	94,000	53,000	147,000	147,000
スーダン	ポンド	533	367	200	200	53	30	83	83

を

イラン	リアル	4,710,000	3,240,000	1,760,000	1,760,000	470,000	260,000	740,000	740,000
ザンビア	クワチャ	941	647	353	353	94	53	147	147
スーダン	ポンド	1,143	786	429	429	114	64	179	179

に、

オーストラリア	ドル	193	133	72	72	19	11	30	30
ソロモン	ドル	1,600	1,100	600	600	160	90	250	250

を

オーストラリア	ドル	193	133	72	72	19	11	30	30
サモア	タラ	457	314	171	171	46	26	71	71
ソロモン	ドル	1,600	1,100	600	600	160	90	250	250

に改める。

（領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成十二年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表中

スーダン	ザンビア	イラン
ポンド	クワチャ	リアル
80	141,000	312,000
20	35,000	78,000
53	94,000	208,000
13	24,000	52,000
7	12,000	26,000
7	12,000	26,000

を

スーダン	ザンビア	イラン
ポンド	クワチャ	リアル
171	141	710,000
43	35	180,000
114	94	470,000
29	24	120,000
14	12	60,000
14	12	60,000

に、

オーストラリア	ソロモン
ドル	ドル
29	240
7	60
19	160
5	40
2	20
2	20

を

オーストラリア	サモア	ソロモン
ドル	タラ	ドル
29	69	240
7	17	60
19	46	160
5	11	40
2	6	20
2	6	20

に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

2　この省令第一条による改正後の国外における旅券手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項各号に掲げる処分の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。